

保育所入所にあたり必要な添付書類提出のお願い

お子さんが保育園（所）に入所する場合、「保育を必要とする子ども」であることが分かる書類が必要となります。下記事項をお読みいただき、**父母**及び**同居の祖父母の方**（65歳以上の方は不要（令和7年4月1日時点の年齢））は該当書類の提出をお願いします。

	事由	説明	必要書類	民生委員 証明
①	常勤	家庭の外で仕事をする場合	就労証明書	
②	パート・アルバイト	家庭の外で仕事をする場合	・勤務先の証明が必要	
③	自営業		自営証明書	●
④	農業		・家庭内で同一の自営を営んでいる方は一枚の用紙に記入 ・地区の民生委員の証明が必要	
⑤	内職	家庭内で日常の家事以外の仕事をする場合（月48時間以上）	就労証明書 ・収入があること、働いていることがわかるものの写し（直近1か月分の出来高明細書などのコピー）	
⑥	妊娠・出産	産前6週から産後8週までの妊産婦	その他の証明書 ・出産予定日が証明できるもの（母子手帳の写し等）	
⑦	疾病・障害	家族で病気、負傷、心身に障害がある場合	その他の証明書 ・診断書（3か月以内）または、障害者手帳や介護保険被保険者証の写し	
⑧	同居親族の介護・看護	家族に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいるため、いつもその介護・看護にあっている場合		
⑨	災害復旧	災害等の復旧の間、子どもの保育ができない場合	罹災証明書	
⑩	求職活動	求職活動または起業準備を継続的に行っている場合	その他の証明書 ・ハローワーク登録証等の写し	
⑪	就学（職業訓練含む）	月48時間以上の職業訓練中などの場合	通学、在学証明書等の写し	
⑫	虐待・DVのおそれ			
⑬	育児休業取得中	育児休業を取得している場合	育児休業を取得していることがわかるもの（就労証明書または育児休業に関する調書） ・勤務先の証明にて、育児休業期間が記載されていること	
⑭	その他	死亡、行方不明、拘禁などの理由で、親がいない場合等	その他の証明書 ・地区の民生委員の証明が必要	●